

令和4年度採用

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 職員 募集要項

受付期間	令和4年8月9日（火） ～ 令和4年9月2日（金）
受付及び 問い合わせ先	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 事務局 〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟1階 電話（072）759-5200

1 職種・採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定 人 数	受 験 資 格	
相談員	若干名	- 令和4年10月1日現在、相談支援専門員の資格を有する人又は相談支援専門員の要件となる実務経験(別紙)を有する人 - ワード、エクセルで文書や資料の作成が可能な人 - 普通自動車運転免許証(AT限定可)を有する人	昭和37年10月2日以降に生まれた人 * 定年が満60才の年度末のため

* 下記に該当する人は受験できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

2 勤務条件及び職務内容等

勤務時間等	午前9時 ～ 午後5時30分（休憩45分を含む）
休 暇	週休2日制、年次休暇、その他特別休暇
そ の 他	社会保険、退職手当制度加入
職務内容	障がい児とその家族を対象とした相談支援業務等「川西さくら園勤務」

* 本会が行う他の業務及び施設間での人事異動もあります。

3 試験日時・会場

日 時	会 場
令和4年9月11日（日） 午前9時30分～ （受付開始 午前9時00分～） 2次面接日 9月18日（日）	川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟 2階 （変更となる場合があります）

* 都合により会場が変更になる場合があります。

4 試験科目・時間

試 験 科 目	時 間
適性検査	午前 9時30分 ～ 午前 9時50分 （20分）
小 論 文	午前10時 ～ 午前11時 （60分）
筆記試験1	午前11時10分 ～ 午後 0時05分 （55分）
（昼食）	午後 0時05分 ～ 午後 0時35分 （30分）
筆記試験2	午後 0時35分 ～ 午後 1時25分 （50分）
1次面接	午後 1時35分 ～

※ 1次試験合格者には、後日2次面接の案内を送付します。

5 応募手続

(1) 提出書類

- ア 本会所定の受験申込書
- イ 84円切手を貼った返信用封筒2通（長型3号に申込者の宛名を記入したもの）
- ウ 写真1枚（申込前3ヶ月以内の撮影、上半身、脱帽、縦5cm×4cm）を
本会所定の受験申込書の所定欄に貼付けること。
- エ 受験申込書の最終学歴に記載した卒業証書の写しを添付すること。
- オ 運転免許証の写し及び履歴書に資格を記載した人は、資格を有することを
証明できる証明書等の写し（1部）を添付すること。

(2) 受付場所及び受付期間

- ア 受付場所 川西市社会福祉協議会 事務局
- イ 受付期間 令和4年8月9日（火）～ 令和4年9月2日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで

* 郵送による応募の場合

- ・ 角型2号封筒を使用し、上記の必要書類を同封のうえ、簡易書留郵便で受付
期間内に到着するように郵送すること。
- ・ 令和4年9月2日（金）午後5時を過ぎて到着した郵送による申込みは、
受付できません。

（郵送先） 〒666-0017

川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ 福祉棟1階
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 職員採用試験担当 宛

* 応募された方には、受験票を送付いたします。

9月8日（木）までに受験票が到着しない場合は、本会事務局まで連絡して
ください。

6 試験結果の開示

この試験の結果については、所定の書面により開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを
明らかにする書類（受験票と運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が直接請求して
ください。

請求できる人	開示内容	開示請求期間	会 場
試験の不合格者	総合得点及び順位	試験結果通知の日 から1ヶ月間	社会福祉協議会 事務局

7 採用

合格者は、令和4年10月1日に採用する予定です。ただし、採用時前の健康診断に
合格することが必要です。

8 給与等（初任給の例）

（令和4年4月1日現在）

	<参考> 大学卒 採用時22歳	<参考> 大学卒 採用時32歳 （職務経験10年）	<参考> 大学卒 採用時40歳 （職務経験18年）
基本給 ＋ 地域手当	184,910 円	248,380 円	279,840 円
諸手当	上記金額のほか、扶養手当・住居手当・通勤手当・夏期一時金・年末一時金を それぞれの規程に基づき支給します。		

* 経験等、前職のある人については、加算場合があります。

例示にあたっては、22歳で大学を卒業した後、正社員としての継続した職務経
験（本会での職務と関係があると認められる職務）を有する場合の加算をしてい
ます。職務経験内容等により上記の初任給例と異なる場合があります。